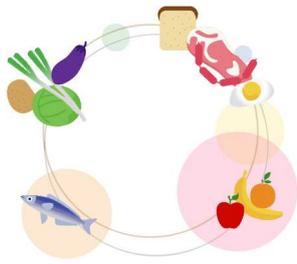


資料編

1	策定経過.....	85
2	さいたま市食育推進協議会設置要綱.....	86
3	第2次計画 数値目標の達成状況一覧.....	87
4	第2次計画 指標の推移一覧.....	89
5	食と歳時.....	91
6	用語解説.....	93
7	食育基本法.....	96



資料編

1 策定経過

本計画は、以下のように「さいたま市食育推進協議会」及び「さいたま市食育推進担当者会議」において協議を重ね、平成30年3月、決定いたしました。今後は、計画の推進体制に基づき、計画の進行管理などを進めていきます。

策定経過

日付	会議の名称等	検討内容等
平成28年6月20日～ 平成28年7月15日	さいたま市健康づくり及び食育についての調査	市内在住の15歳以上の男女各2,500人（計5,000人）を対象に実施
平成29年5月9日	第1回さいたま市食育推進担当者会議	第2次計画の評価について 第3次計画骨子について
平成29年5月25日	第1回さいたま市食育推進協議会	第2次計画の評価について 第3次計画骨子について
平成29年6月16日～ 平成29年7月14日	さいたま市食育についての調査	市内在住の15歳以下の男女各700人（計1,400人）を対象に実施
平成29年8月8日	第2回さいたま市食育推進担当者会議	第2次計画の評価について 第3次計画素案について
平成29年8月31日	第2回さいたま市食育推進協議会	第2次計画の評価について 第3次計画素案について
平成29年10月17日	協議会委員へ照会	第3次計画素案の記載内容について
平成29年10月18日	庁内照会	
平成29年12月13日～ 平成30年1月12日	パブリック・コメント実施	
平成30年1月19日	第3回さいたま市食育推進担当者会議	パブリック・コメントの反映について
平成30年1月25日	第3回さいたま市食育推進協議会	パブリック・コメントの反映について 第3次計画の策定について
平成30年3月	計画決定	

さいたま市食育推進協議会委員名簿（平成29年度・敬称略）

所 属	氏 名	備 考
さいたま市4医師会連絡協議会 岩槻医師会	若杉 佳代子	
さいたま市歯科医師会 浦和歯科医師会	金沢 ひより	
女子栄養大学 栄養学部 実践栄養学科 教授	山田 和彦	会長
人間総合科学大学 人間科学部 健康栄養学科 准教授	梅國 智子	会長職務代理
埼玉県栄養士会 常任理事	加藤 章子	
さいたま市食生活改善推進員協議会 理事	漆 旬子	
さいたま市地域活動栄養士会 バランス食の会 代表	鹿島 幸枝	
日本チェーンストア協会 関東支部	進藤 政治	
南彩農業協同組合 女性部 部長	桑原 由枝	
さいたま市食品衛生協会 副会長	佐藤 信一	
さいたま市私立幼稚園協会（浦和めぐみ幼稚園 園長）	野口 春樹	
さいたま市私立保育園協会 食育部 部長（いちご桜保育園 園長）	大塚 弘美	
さいたま市PTA協議会（東宮下小学校）	鈴木 二美子	
市民委員	島田 すみ子	
市民委員	松成 容子	

2

さいたま市食育推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 食育基本法(平成17年6月17日法律第63号)に基づき、本市の食育推進計画策定及び総合的な食育の推進を図るため、「さいたま市食育推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務)

第2条 協議会は、次の各号についての協議を行う。

- (1) 本市の食育推進計画の策定に関すること
- (2) 食育に関する情報の収集、共有、並びに市民への周知に関すること
- (3) 関係機関・関係団体等との連携に関すること
- (4) 食育の推進と評価に関すること
- (5) その他、食育の推進のため必要と認められること

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療福祉関係者
- (3) 市民団体関係者
- (4) 職域団体関係者
- (5) 市民代表者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。なお、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は会務を総括し、協議会を代表する。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、協議会の運営上必要があると認める場合、議事に関係のある者の出席を要請し、その意見を求めることができる。

3 会議は「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」に基づき、原則として公開するものとする。

(事務)

第7条 協議会の庶務は保健福祉局保健部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

3

第2次計画 数値目標の達成状況一覧

	ベースライン (H23)		目標値 (H28)	直近値	達成 状況
朝食を食べている人の割合	学齢期	96.0%	100%	94.5%	→
	成人期 (男性64.4%、女性73.0%)	70.2%	75%以上	60.6% (男性46.7%、女性69.5%)	↓
指標の考え方) 「ほとんど毎日食べる」とした人の割合					
小・中学生の朝食摂取の割合	小学5年生	86.3%	増える	84.7%	↓
	中学2年生	85.0%		80.6%	↓
指標の考え方) 市学習状況調査の「生活や学習に関する調査」における「朝食を毎日食べている。」とした人の割合					
よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に 関心のある人の割合	16歳以上	64.6%	75%以上	56.7%	↓
指標の考え方) 噛み方、味わい方といった食べ方に関心がある割合 (「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計)					
毎日、三食野菜を食べている人の割合	16歳未満	29.1%	増える	37.5%	↑
	壮年期 (男性21.7%、女性28.2%)	25.8%	30%以上	24.4% (男性18.9%、女性28.4%)	→
指標の考え方) 朝食・昼食・夕食それぞれに対して「ほぼ毎日野菜を食べる」とした人の割合					
主食・主菜・副菜をそろえて食べている人 の割合	16歳以上	52.6%	60%以上	50.9%	→
指標の考え方) 1日2回以上主食・主菜・副菜をそろえて食べている頻度(「ほとんど毎日食べる」とした人の割合)					
内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム) の予防や改善のために食事や運動、体 重計測を実施している人の割合	16歳以上	92.5%	増える	82.3%	↓
指標の考え方) 「栄養バランスのとれた食事」、「意識的に体を動かす」、「体重計測を行う」を、何か1つでも実施している人の割合					
適正体重の人の割合	学齢期	88.9%	増える	89.9%	→
	16歳以上	74.1%	80%以上	74.3%	→
指標の考え方) 肥満とやせの人の割合が減る					
健康づくり協力店の店舗数	12店舗		60店舗	30店舗	→
栄養成分表示を行っている特定給食施設の 割合	81.9%		85%以上	84.5%	→
朝食または夕食を家族と一緒に食べる回数	学齢期	12.4回/週	増える	11.6回/週	↓
	16歳以上	9.5回/週	10回以上	9.0回/週	↓
指標の考え方) 「ほとんど毎日食べる」を7回、「週に4~5日食べる」を4.5回、「週に2~3日食べる」を2.5回、「週に1日程度食べる」を1回とし、それぞれ朝食・夕食ごとに、該当人数を掛け、合計したものを全体数で割り、朝食と夕食の回数を足して週あたりの回数を算出					
食品表示を見て食品を購入する人の割合	16歳以上	94.6%	増える	92.7%	→
指標の考え方) 何か1つでも確認している人の割合					
食の安全・安心に関心を持つ人数	37人		112人	93人	→
指標の考え方) 「食の安全・安心市民講習会」の修了者数(累計)					
食中毒を防ぐ方法をとっている人の割合	16歳以上	33.3%	増える	29.7%	↓
指標の考え方) 食中毒予防のための保存・調理・洗浄等の方法に気をつけている人の割合					

	ベースライン (H23)		目標値 (H28)	直近値	達成 状況	
食事のあいさつを習慣としている人の割合	16歳未満	89.5%	増える	87.3%	→	
	16歳以上	73.9%	増える	71.0%	→	
指標の考え方) 「いただきます」を言う人の割合						
1人1日あたりのごみの総排出量	948g		897g	891g	↗	
指標の考え方) 「第3次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」にもとづく 1人1日あたりのごみ総排出量=ごみ総排出量(可燃物+不燃物+資源物)÷人口÷年間日数						
学校給食における地場産物の使用の割合	27%		30%	29.1%	→	
指標の考え方) 地場産物活用強化ウィーク(11月第3週)調査						
農業体験を経験した人数	2,067人		12,000人	8,631人	→	
指標の考え方) H23からH28の児童体験農園参加者数(累計)						
食文化を大切にしている人の割合	16歳以上	77.9%	85%以上	68.1%	→	
指標の考え方) 行事食を大切にしている人の割合(「大切にしている」「どちらかと言えば大切にしている」の合計)						
食育に関心を持っている人の割合	16歳以上	65.5%	85%以上	65.9%	→	
指標の考え方) 食育に関心がある割合(「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計)						
食育推進活動に関わる人の割合	16歳以上	4.0%	現状の 20%増 (4.8%)	2.6%	↘	
指標の考え方) 何か1つでも食育推進活動をしている割合						
食育に関連する団体数	17団体		30団体	31団体	↗	
指標の考え方) 「さいたま市食育なび」の登録団体数						
計画にもとづき食育を行っている学校数	小学校	91校 (89%)	小学校・ 中学校と もに 100%	103校 (100%)	↗	
	中学校	48校 (84%)		57校 (100%)	↗	
指標の考え方) 「食に関する指導の全体計画」を作成した学校数						
公民館における食育関連事業参加者数	2,467人		12,000人	11,497人	→	
指標の考え方) H23からH28の食育講座参加者数(累計)						
子育て支援センターにおける食育関連事業数・施設数	保育所併設型(4か所)・ 子育て談話室(1園)		計23事業	計28事業 以上	計29事業	↗
	子育て支援センター単 独型		6か所実施 ／9か所	すべての 子育て支 援セン ターで実施	10か所実施 ／10か所	↗
児童センターにおける食育関連事業数	12か所実施 ／17か所		すべての 児童セン ターで 実施	18か所実施 ／18か所	↗	
指標の考え方) 各施設で1事業以上実施している児童センター数						
保育園における食育関連事業数	65事例(49園) ／62園		各園1事例 以上	88事例(61園) ／61園	↗	
指標の考え方) 食育取組事例集における公立保育園の事例数						
保健センターにおける食育関連事業参加者組数	58組		278組	303組	↗	
指標の考え方) 親子食育講座に参加した組数(累計)						

4

第2次計画 指標の推移一覧

指標	平成 23 年 (ベースライン)	平成 24 年	平成 25 年
食育に関連する団体数	17 団体	21 団体	25 団体
計画にもとづき食育を行っている学校数	小学校 91 校 (89%) 中学校 48 校 (84%)	小学校 95 校 (92%) 中学校 42 校 (74%)	小学校 96 校 (93%) 中学校 52 校 (91%)
公民館における食育関連事業参加者数	2,467 人	4,355 人 (H24 1,888 人)	6,240 人 (H25 1,885 人)
子育て支援センターにおける食育関連事業数・施設数	子育て支援センター 保育所併設型 (全 4 か所) 子育て談話室 (全 1 園) 5 か所計 23 事業	子育て支援センター 保育所併設型 (全 4 か所) 子育て談話室 (全 1 園) 5 か所計 26 事業	子育て支援センター 保育所併設型 (全 4 か所) 子育て談話室 (全 1 園) 5 か所計 27 事業
	子育て支援センター単独型 6 か所実施/9 か所	子育て支援センター単独型 10 か所実施/10 か所 (平成 25 年 1 月より子育て支援センターみなみが新設されたため、9 か所から 10 か所に増加)	子育て支援センター単独型 10 か所実施/10 か所
児童センターにおける食育関連事業数	12 か所実施/17 か所	14 か所実施/17 か所	17 か所実施/17 か所
保育園における食育関連事業数	公立保育園 65 事例(49 園)/62 園	公立保育園 56 事例(50 園)/62 園	公立保育園 61 事例(56 園)/61 園 (H25. 4. 1 桜木保育園が移転、桜木南保育園と統合)
保健センターにおける食育関連事業参加者組数	58 組	105 組	152 組
小・中学生の朝食摂取の割合	小学 5 年生 86.3% 中学 2 年生 85.0%	小学 5 年生 86.7% 中学 2 年生 86.3%	小学 5 年生 87.7% 中学 2 年生 85.7%
健康づくり協力店の店舗数	12 店舗	13 店舗	21 店舗
栄養成分表示を行っている特定給食施設の割合	81.9%	84.2%	83.8%
食の安全・安心に関心を持つ人数	37 人	53 人	61 人
1 人 1 日あたりのごみの総排出量	948 g	946 g	940 g
学校給食における地場産物の使用の割合	27.2%	27.9%	26.7%
農業体験を経験した人数	2,067 人	4,349 人 (H24 2,282 人)	6,421 人 (H25 2,072 人)

指標	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
食育に関連する団体数	26 団体	30 団体	31 団体
計画にもとづき食育を行っている学校数	小学校 98 校 (95%) 中学校 53 校 (93%)	小学校 102 校 (99%) 中学校 55 校 (96%)	小学校 103 校 (100%) 中学校 57 校 (100%)
公民館における食育関連事業参加者数	8,115 人 (H26 1,875 人)	9,985 人 (H27 1,870 人)	11,497 人 (H28 1,512 人)
子育て支援センターにおける食育関連事業・施設数	子育て支援センター 保育所併設型 (全 4 か所) 子育て談話室 (全 1 園) 5 か所 計 26 事業	子育て支援センター 保育所併設型 (全 4 か所) 子育て談話室 (全 1 園) 5 か所 計 31 事業	子育て支援センター 保育所併設型 (全 4 か所) 子育て談話室 (全 1 園) 5 か所 計 29 事業
	子育て支援センター単独型 10 か所実施/10 か所	子育て支援センター単独型 10 か所実施/10 か所	子育て支援センター単独型 10 か所実施/10 か所
児童センターにおける食育関連事業数	17 か所実施/17 か所	16 か所実施/17 か所	18 か所実施/18 か所
保育園における食育関連事業数	公立保育園 61 事例(55 園)/61 園	公立保育園 77 事例(60 園)/61 園	公立保育園 88 事例(61 園)/61 園
保健センターにおける食育関連事業参加者組数	212 組	250 組	303 組
小・中学生の朝食摂取の割合	小学 5 年生 86.7% 中学 2 年生 85.7%	小学 5 年生 85.7% 中学 2 年生 80.1%	小学 5 年生 84.7% 中学 2 年生 80.6%
健康づくり協力店の店舗数	33 店舗	33 店舗	30 店舗
栄養成分表示を行っている特定給食施設の割合	83.4%	83.8%	84.5%
食の安全・安心に関心を持つ人数	67 人	76 人	93 人
1 人 1 日あたりのごみの総排出量	928 g	913 g	891 g
学校給食における地場産物の使用の割合	27.5%	28.0%	29.1%
農業体験を経験した人数	7,420 人 (H26 999 人)	8,227 人 (H27 807 人)	8,631 人 (H28 404 人)

○出典：農林水産省『四季を楽しむ和食すごろく』

四季を楽しむ

おいしいが

START

お正月
歳神様を迎える準備から心を込めて行い、おせち料理を用意して家族みんなで共食し、一年の幸せを祈る。

お雑煮
関東では醤油味で角餅入り、関西では白味噌味で丸餅入りが主流。あん餅やくるみだれなど地域によって様々な特色がある。

七草粥
春の七草から自然の芽吹きをいただいて、一年の無病息災を願う。

人日の節句

重陽の節句
別名「菊の節句」。強い香りで邪気を払うとされる菊の花を浮かべた菊花酒を飲み、長寿を祈る。

立秋
土用の丑の日
立春、立夏、立秋、立冬前の18日間（または19日間）が土用の土用の丑の日には鰻や「う」のつく物食べて健康を祈る。

大晦日
年越しそば
一年の締めくくりそばを食べて新たな年の幸せを願う。長寿そば、運氣そば、福そば、縁切りそばなど様々な呼び名がある。

干し柿

南瓜

冬至
一年で最も日が短い。この日を境に太陽が生まれ変わって運が向くと考えられ、小豆や南瓜を食べて邪気を払い、香りの強いゆず湯に入って身を清める。

十五夜
芋名月とも呼ばれ、すすきを飾り、月見団子や里芋料理、農作物をお供えしてお月様を拝み、収穫を祝う。

松茸

おはぎ
秋分の日（彼岸）
秋分の日を中日とし、前後の3日を含めた7日間が彼岸。萩の花にちなんだおはぎ（粒あん）をお供えして先祖供養をする。

新米

GOAL

七五三
神社に参拝し、長寿を願って細く長く伸ばした千歳飴や、赤い色が邪気を払うとされる赤飯を食べて子どもの成長を祈る。

赤飯
千歳飴

いっぱい! 和食すごろく

福豆

節分
旧暦での新年前日は、大豆を炒った福豆をまいて邪気を払い、一年の幸福を祈る。

お汁粉

鏡開き
歳神様に供えてあった鏡餅を食べて、家族の一年の幸せを願う。

小豆粥

小正月
邪気を払うとされる小豆を加えた粥を食べ、無病息災を祈る。

寒ブリ

立春

初午
稲荷神の遣いとされる狐の好物の油揚げやいなり寿司をお供えて、商売繁盛・家内安全を祈る。東日本は依型、西日本は三角型のいなり寿司が主流。

いなり寿司

うどん

あさり

青豆

鯉

新じゃが

立夏

端午の節句
別名「菖蒲の節句」
菖蒲湯に入って厄を払い、ちまきや柏餅を食べて男の子の成長を願う。

ちまき
柏餅

上巳の節句

ちうし寿司
はまぐりの潮汁

別名「桃の節句」
桃の花や雛人形を飾り、願いを込めた料理や菓子を食べ、厄を払い、女の子の成長と幸せを願う。

そうめん

新茶

八十八夜
立春から数えて88日目。この日に摘んだお茶を飲むと長生きするといわれ、新茶を贈る風習もある。

七夏の節句

別名「笹の節句」
願い事を書いた五色の短冊や飾りを笹竹に吊るし、技芸上達・豊作を願う。天の川に見立てた、そらめんを食べる。

初がつお

お花見

桜の花に宿るとされる田の神様をもてなし、豊作を祈る。

ぼた餅

春分の日(彼岸)
春分の日を中日とし、前後3日を合わせた7日間が彼岸。牡丹の花にちなんだぼた餅(こしあん)をお供えて先祖供養をする。

栗

十三夜

粟名月とも呼ばれ、十五夜と同様に粟料理などを供えてお月様を拝み、収穫を祝う。

花見団子

たけのこ

資料編

6

用語解説

あ行

アレルギー表示

食品表示基準では、特定のアレルギー体質をもつ消費者の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康危害等の程度、頻度を考慮し、容器包装された加工食品へ特定原材料（7品目：えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）を含む旨の表示を義務付けている。また、特定原材料に準ずるもの（20品目：あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）は可能な限り表示するよう努めることとしている。

一汁三菜

米を炊いた「ご飯」、昆布や鰹節などでとっただしを味噌や塩などで味付けした具入りの「汁」、塩漬けやぬか漬けや粕漬などの「香の物」、焼き物や煮物や和え物などの「菜」の4つの要素で構成される組み合わせ。基本的には汁が一種で菜が三種の構造を「一汁三菜」と呼ぶ。

か行

行事食

季節ごとの行事やお祝いの日食べる特別の料理。行事食には家族の幸せや健康を願う意味がこめられている。

協働

本計画では、市民・民間団体・事業者・関係機関・行政等が、それぞれの立場を生かしつつ、連携の強化を図りながら、一体となって食育を推進することをいう。

郷土料理

それぞれの地域独特の自然風土・食材・食習慣・歴史文化等を背景として、地域の人々の暮らしの中での創意工夫により必然的に生まれたものであり、家族への愛情や地域への誇りを持ちながら作り続けられ、かつ地域の伝統として受け継がれてきた調理・加工方法による料理。

健康寿命

世界保健機関（WHO）が2000年に提唱した指標であり、平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間をいい、平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いた寿命のこと。健康日本21（第二次）では、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間としている。

さ行

自校方式

自校の給食室から給食の供給を受ける方式。単独調理方式ともいう。

さいたま市では、全ての市立小・中学校（160校）の学校給食が自校方式である。全ての市立小・中学校に給食室が整備され、栄養教諭・学校栄養職員が配置されているのは、政令指定都市ではさいたま市だけである。（平成27年（2015年）6月時点）

主菜

肉、魚、卵、大豆製品などを使った料理。主に、たんぱく質、脂質、エネルギー、鉄の供給源。

主食

ごはん、パン、めん類など。主に、炭水化物とエネルギーの供給源。

消費期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のこと。お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されている。食品によってちがうが、だいたい、5日以内。期限を過ぎたら食べない方がよい。

賞味期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」または「年月」まで、「品質が変わらずに美味しく食べられる期限」のこと。スナック菓子、カップめん、缶詰、ペットボトル飲料など、消費期限に比べ、いたみにくい食品に表示されている。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではない。色やにおい、味などをチェックして異常がなければ、まだ食べることができる。

食環境の整備

栄養・食生活と健康に関する適切な情報の提供や食物選択の幅を広げることなど個々人の健康づくりを支援するための栄養・食生活に関する環境づくり。

食品添加物

保存料、甘味料、着色料、香料など、食品の製造過程または食品の加工・保存の目的で使用されるもの。厚生労働省は、食品添加物の安全性について食品安全委員会による評価を受け、人の健康を損なうおそれのない場合に限って、成分の規格や、使用の基準を定め、使用を認めている。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。日本の食品ロスは年間 621 万トンと試算され（農林水産省及び環境省「平成 26 年度推計」）、世界全体の食料援助量（年間約 320 万トン）の約 2 倍に匹敵する。食品ロス（621 万トン）から日本人 1 人当たりの食品ロス量を試算すると、「お茶わん約 1 杯分（約 134g）の食品」が毎日捨てられている計算となる。

食事バランスガイド

1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか、望ましい食事の摂り方やおよその量をわかりやすくコマ型のイラストで示したもの。栄養バランスのとれた食事をとること、適度な運動をすること、水・お茶といった水分は欠かせないものということを象徴的に表している。自分自身の食生活を見直すきっかけになるものとし、「食事」の基本を身に付けるため、より多くの方々に活用されることを目的に作成された。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群のことを指しており、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）などのことをいう。

食料自給率

国内で消費される食料を、国産でどの程度まかなえているかを示す指標。

た行

地産地消

地域で生産された農林水産物をその地域で消費すること。新鮮な農産物の入手というメリットがある他、輸送に係るエネルギー消費の低減や、地域の農産物への理解の醸成につながるといった効果がある。

特定給食施設

健康増進法第 20 条第 1 項に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設をいう。

な行

中食

惣菜店やお弁当屋・コンビニエンスストア・スーパーなどでお弁当や惣菜などを購入したり、外食店のデリバリー（宅配・出前）などを利用して、家庭外で商業的に調理・加工されたものを購入して食べる形態の食事。

は行

BMI (Body mass index)

肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数。 $[\text{体重}(\text{kg})] \div [\text{身長}(\text{m})]^2$ で算出される値。日本肥満学会の定めた基準では 18.5 未満が「低体重（やせ）」、18.5 以上 25 未満が「普通体重」、25 以上が「肥満」。BMI が 22 になるときの体重が標準体重で、最も病気になりにくい状態であるとされている。

副菜

野菜、きのこ、いも、海藻などを使った料理。主に、ビタミン、ミネラル、食物繊維の供給源。

ま行

メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群ともいう。内臓脂肪型肥満があり、これに加えて高血糖、高血圧、脂質異常のうち 2 つ以上を合併した状態のこと。放置すると、動脈硬化を促進し心筋梗塞や脳梗塞などを起こす危険性が高まる。

や行

ヨーロッパ野菜

「さいたまヨーロッパ野菜研究会」では、「ゴルゴ」「フィノッキオ」「スティッキオ」「ロマネスコ」等十数種類のヨーロッパ野菜の栽培、栽培方法の確立に取り組んでいる。さいたま市内にはヨーロッパ野菜が食べられるレストランなども数多くある。

ら行

ライフステージ

人の一生を、年齢や社会的な役割に応じて、乳幼児期、学童・思春期、青年期、壮年期、高齢期などと分けた、それぞれの段階のこと。

リスクコミュニケーション

消費者、事業者、市関係者などの中で、リスクに関する情報を共有すること。

7

食育基本法

平成十七年六月十七日法律第六十三号
最終改正 平成二十一年六月五日法律第四九号

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関

する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提

供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進

に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関

等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六條 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施

を推進すること。

(組織)

第二十七條 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以上をもって組織する。

(会長)

第二十八條 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九條 委員は、次に掲げる者をもって充てる。一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十條 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一條 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二條 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三條 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十一年六月五日法律第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

第3次さいたま市食育推進計画

平成30年(2018年)3月 発行
さいたま市保健福祉局保健部健康増進課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電 話 048-829-1294
FAX 048-829-1967

この第3次さいたま市食育推進計画は、1,000部作成し、1部当たりの印刷経費は、500円です。
(第3次さいたま市食育推進計画策定支援業務委託料のうち、印刷に要した経費です。)

